

平成31年度
(2019年度)
消防局重点事業方針



千葉市消防局

平成31年度（2019年度）消防局重点事業方針

1 趣旨

この重点事業方針は、千葉市新基本計画、千葉市消防局中長期計画に基づき、平成31年度（2019年度）に消防局が重点的に取り組む施策を明記した組織としての方針であり、本市消防行政を運営するための指針となるものです。

厳しい社会経済情勢、人口減少社会、超高齢社会の到来など、より高度な行政判断を要する状況に直面していますが、引き続き、97万市民の安全・安心を守るため、この組織としての方針に基づき、掲げた目標の達成に向けて、すべての職員が同じ意識を持ち、総力をあげて取り組むことにより、消防行政のレベルアップを目指します。

また、市民等との情報共有や説明責任を果たす観点から、この重点事業方針をウェブサイトで公表して市民等の理解を広め、「市民と共に歩む消防」を目指します。

2 消防局の運営方針

昨年度は6月の大阪北部地震や9月の北海道胆振東部地震などが発生、また7月には、台風7号の接近や梅雨前線の停滞により西日本や東海地方の非常に広範囲で豪雨となり、死者が200人を超える甚大な被害をもたらしました。

一方で、昨年の夏には記録的な猛暑が続き、本市において、1日当たりの救急出動件数が過去最高の234件を記録しました。

また、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」（以下「東京2020大会」という）を来年度に控え、本市でも幕張メッセにおいてオリンピック3競技、パラリンピック4競技が開催決定されています。各国・地域からの来訪者が快適に滞在できる環境、更には選手・観客等の安全を確保するため、災害等への安全対策が不可欠となります。

このように相次ぐ自然災害等や、東京2020大会を控える中、消防局の使命を達成するために、平成31年度（2019年度）運営方針を次の3項目とします。

運営方針1 各種災害に対応するための消防組織体制の整備

今年度は、千葉市消防局中長期計画に示す「安全・安心のまち・千葉市」を実現するため、消防に関する事務を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすために必要な体制を定める「消防力の整備指針」に基づき、本市の実情を踏まえた消防体制の方針を示す「千葉市消防力の整備方針」の策定を行います。

また、私たち消防局にとって、最大の資産は“人”であり、職員個々が働きやすい環境を作っていくことが、働く意欲の向上につながり、それが市民サービスの向上につながることから、すべての職員が仕事と子育てを両立できる環境を整えるとともに、ワークライフバランスを実現することで、仕事の効率を上げ、職員の健康維持と生活の充実を図っていきます。

さらに、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会消防局対応計画」に沿って、大会の安全・安心を推進していきます。

運営方針2 市民の安全・安心を守る消防活動体制の充実強化

今後、発生が危惧されている大規模地震や近年、局地的に発生する自然災害や世界的に発生しているテロ災害など、あらゆる災害から、市民の生命・身体・財産を守るため、実践的な教育訓練等を実施し、警防、救急、救助、航空及び通信指令体制の充実強化を推進します。

運営方針3 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進

超高齢社会の到来や厳しい財政状況が続く時代背景の中、市民が安全で安心して暮らせる街づくりを推進するため、防火知識と住宅用防災機器等の普及促進、大規模地震時における電気火災の抑制に効果的な感震ブレーカー等の普及促進を図っていきます。

更に、火災危険の高い防火対象物に対する査察の推進、火災原因調査体制の充実強化、並びに危険物、火薬類及び高圧ガスを取り扱う事業所の防災体制の強化など、社会情勢等の変化に対応した各種施策を推進します。また、高度な専門的知識、技術、及び柔軟な判断能力を有する人材を育成し、組織力の向上を図ります。

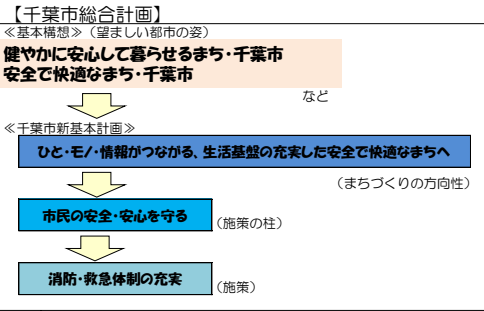


■千葉市消防出初式(2020年1月11日予定)



■千葉県消防広域応援隊合同訓練

施策体系

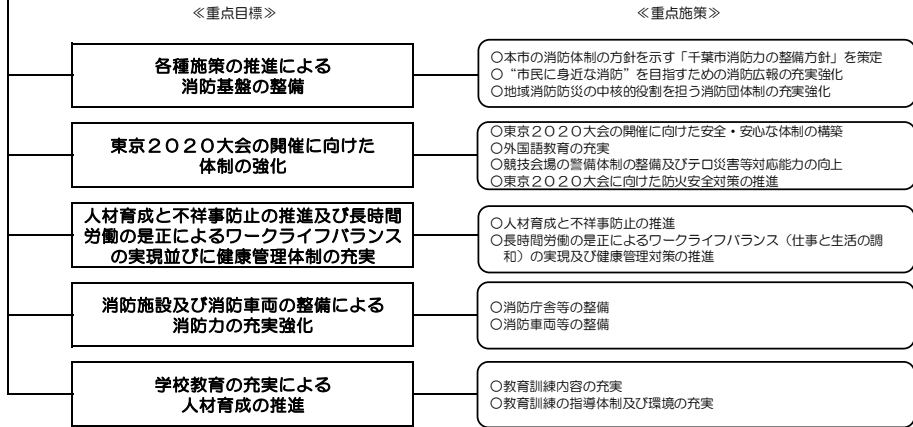


【千葉市消防局中長期計画】

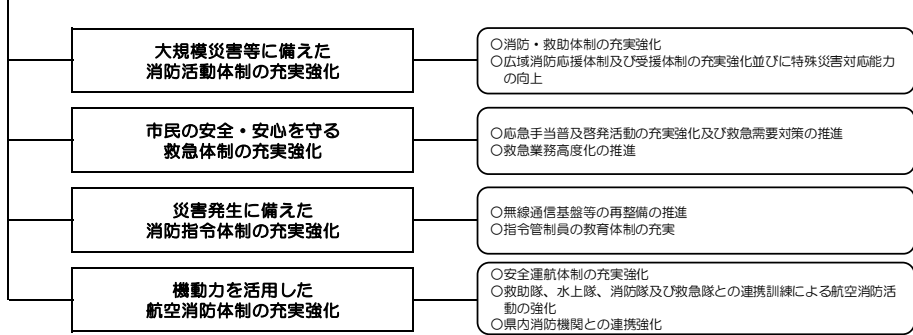
<基本理念>
 市民の信頼と負託に応えるため、職員一人ひとりが、任務に誇りと使命感を持ち、あらゆる事象に迅速的確に対応できる消防体制を確立するとともに、より高い消防行政サービスを提供できる組織を構築し、「安全・安心のまち・千葉市」の実現を目指します。

【消防局重点事業方針】

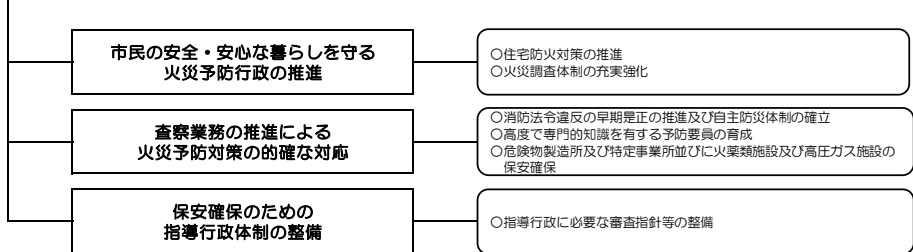
運営方針1. 各種災害に対応するための消防組織体制の整備



運営方針2. 市民の安全・安心を守る消防活動体制の充実強化



運営方針3. 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進



重点目標1 各種施策の推進による消防基盤の整備

重点施策1 本市の消防体制の方針を示す「千葉市消防力の整備方針」を策定

＜重点取組事項＞

- 「消防力の整備指針」に基づき、本市の実情を踏まえた消防体制の方針を示す「千葉市消防力の整備方針」を策定します。

【成果指標】

- 「千葉市消防力の整備方針」の策定

重点施策2 “市民に身近な消防”を目指すための消防広報の充実強化

＜重点取組事項＞

- 防災対策、火災予防対策等の重要性について、市民の認識を高め、安全・安心のまちづくりを推進します。
- パブリシティ※1等を有効に活用し、消防行政に対する理解と信頼の向上に努めます。
- 広報広聴業務により、市民ニーズを把握し、各種施策に反映させ、消防行政に対する満足度の向上を図ります。
- 年間広報計画に基づき広報活動を行い、広報に対する市民の認知度を把握し、各種施策等に反映させます。
- 災害情報等を迅速・的確に収集します。
- 消防音楽隊による消防広報及び火災予防等の広報活動を充実させます。

【成果指標】

- 市民見学会等のアンケートにおける満足度 80%
- 市民見学会等において、消防広報の認知度を把握するアンケートを実施
- フェイスブックのいいね数 3,000件
- ツイッターのフォロワー数 7,000件

※1 パブリシティ：政府や団体・企業などが、その事業や製品に関する情報を報道機関に提供し、マスメディアで報道されるように働きかける広報活動



■市民見学会



■定期演奏会

重点施策3 地域消防防災の中核的役割を担う消防団体制の充実強化

＜重点取組事項＞

- 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」に基づき、地域消防防災力向上のため、更なる消防団体制の充実強化を図ります。
- 各消防署の行事や市民見学会、大学の学園祭等において事業所・自治会・学生等へ積極的に消防団のPR活動を行い、消防団及び学生消防団への入団促進を図ります。
- 各種消防団関連制度を推進します。
- 変化する社会情勢に対応し、また地域防災力の更なる向上を図るため、消防団組織体制の見直しを行います。

【成果指標】

- Ⓜ消防団器具置場の整備 2棟（建築工事：幕張西、実施設計：穴川）
- Ⓜ小型動力ポンプ付積載車の整備 2台（土気中央・検見川）
- Ⓜ救助資機材搭載型小型動力ポンプ付積載車の整備 1台（富岡）
- 防火衣・防火帽・防火長靴の仕様変更 58着
（耐火・耐熱性能向上、耐衝撃性能向上）
- 消防団入団促進活動回数 32回
- 学生消防団員数 13人増（団員数 17人 ※平成31年1月現在）
- 消防団員充足率 100%（目標値840人／定数840人）
（平成31年2月現在 89.8%（実員数754人／定数840人））
- Ⓜ消防団協力事業所登録数 6事業所増 累計56事業所
（50事業所 ※平成31年1月現在）
- 千葉市消防団応援事業所登録数 12件増 累計120件
（108件 ※平成31年1月現在）
- 千葉市学生消防団活動新規認証数 2人
（累計認証数 10人 ※平成31年1月現在）
- 「千葉市消防団組織体制の整備について」の見直し
（平成30年、31年度（2019年度）の2か年で検討）

※【成果指標】のⓂは、千葉市消防局中長期計画 個別事業（以下同じ）



■消防団活動のイメージ



■消防団入団促進活動(親子三代祭り)

重点目標2 東京2020大会の開催に向けた体制の強化

重点施策4 東京2020大会の開催に向けた安全・安心な体制の構築

＜重点取組事項＞

- 開催競技会場を管轄する消防機関として策定する「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会消防局対応計画」について、内容を充実させ、大会開催に向けて安全・安心な体制を構築していきます。

【成果指標】

- 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会消防局対応計画」の内容充実

重点施策5 外国語教育の充実

＜重点取組事項＞

- 東京2020大会に向け、消防職員が訪日外国人に対応できるよう外国語教育を充実させます。

【成果指標】

- 外国語教育実施回数 6回・12日

重点施策6 競技会場の警備体制の整備及びテロ災害等対応能力の向上

＜重点取組事項＞

- 東京2020大会開催に係る消防特別警備実施計画の策定及びテロ災害等に対応した訓練を実施します。

【成果指標】

- 東京2020大会プレ大会の実施に係る消防特別警備の実施
- 東京2020大会に係る消防特別警備実施計画の策定
- 千葉県国民保護実動訓練への参加
- 競技会場等の警防計画の新規策定及び既存計画の見直し並びに本計画に基づく図上訓練及び現地訓練等の実施



■JR千葉駅合同テロ対策訓練

重点施策7 東京2020大会に向けた防火安全対策の推進

<重点取組事項>

- 東京2020大会開催に向けた防火安全対策を図るため、以下の取組みを推進します。
 - ・旅館、ホテル等における防火基準適合表示制度等を推進し、宿泊者等の安全を確保します。
 - ・宿泊施設や観光客等が立ち寄る可能性が高い観光施設等に対する重点査察等を実施します。

【成果指標】

- 表示マークまたは防火・防災管理に係る特例認定通知書の交付率の維持向上
(平成30年12月末現在 表示マーク交付数23+特例認定通知書のみ交付数7/対象物97=30.9%)
- 千葉県防火基準適合表示制度に係る旅館・ホテルの消防法令適合率 100%
 - (平成30年12月末現在 重大な消防法令違反に係る消防用設備等設置率 100%)
 - 防火管理者選任率 100%
 - 消防用設備等点検実施率 80.4%
- 重点査察等実施対象物に対する査察実施率 100%
(査察実施数/査察計画数)

重点目標3 人材育成と不祥事防止の推進及び長時間労働の是正によるワークライフバランスの実現並びに健康管理体制の充実

重点施策8 人材育成と不祥事防止の推進

<重点取組事項>

- 消防局人材育成・活用基本方針に基づき職員の能力向上を図ります。
 - ・「消防局人材育成・活用基本方針」に掲げる目的を具現化するツールの一つともいえる人事考課制度を的確に運用します。(初期・中間・期末面接の確実かつ効果的な実施、目標設定、進捗管理、達成度、評価、育成指導)
 - ・アドバイザー制度を効果的に活用します。
- 不祥事防止への取組みを推進します。
 - ・風通しの良い職場環境を構築します。
 - ・市民から信頼される組織であるために消防職員としてふさわしい振る舞い・身だしなみを心がけ、服務規律を確保します。
 - ・服務倫理の研修・教育を実施します。

【成果指標】

- 職員評価の適正化
- アドバイザーの指導実績等、適正な進捗管理
- 新たな監察制度の実施

重点施策9 長時間労働の是正によるワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現 及び健康管理対策の推進

<重点取組事項>

○長時間労働の削減を図ります。

所属長のマネジメント力の発揮や職員の意識改革を通じて、業務の見直しや、働き方の見直しを図るため、以下の取組みを進めます。

- ・時間外勤務の削減を図ります。
- ・職員の月60時間を超える時間外勤務を原則禁止するとともに、年間の時間外勤務等の上限360時間を超えないようにします。

○男性職員の育児への関与度合いの向上

男性が育児・家事に参加することにより、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活及び家庭生活を送ることが出来るよう、以下の取組みを進めます。

- ・男性職員の育児休業取得率の向上を図ります。
- ・男性職員の育児参加休暇取得率の向上を図ります。
- ・男性職員の配偶者出産休暇（エンゼル休暇）の取得率の向上を図ります。
- ・原則最低週1回の保育所送迎を行うようにします。

○健康管理対策に係る知識の向上を図ります。

○心身の健康障害の予防、早期発見・早期治療を推進します。

【成果指標】

○長時間労働の削減

- ・所属単位ごとの時間外勤務時間数削減率 前年度比 10%削減

○男性職員の育児への関与度合いの向上

- ・育児休業取得者／対象者＝30%以上
- ・育児参加休暇取得者／対象者＝100%
- ・配偶者出産休暇取得者／対象者＝100%
- ・1週間に1回以上は保育所等への送迎を行う職員／対象者＝100%

○メンタルヘルス等講習会の受講者 124名（平成30年度実績）以上

○定期健康診断結果を受けた二次検診受検率 100%

○ストレスチェック受検率 100%

○高ストレス判定を受けた者に対する医師の面接指導勧奨

重点目標 4 消防施設及び消防車両の整備による消防力の充実強化

重点施策 10 消防庁舎等の整備

＜重点取組事項＞

- 消防活動拠点を確保するため、消防庁舎の新設事業を推進します。
- 消防庁舎の拠点機能及び消防活動体制を強化するため、施設を整備し充実強化を図ります。

【成果指標】

- ⊕あすみが丘出張所（仮称）の杭打工事及び本体工事の実施
- 非常用電源設備等の整備に係る設置工事の実施
- ⊕花見川消防署訓練施設の新設工事の実施
- 緑消防署他5か所の空調設備改修工事の実施

重点施策 11 消防車両等の整備

＜重点取組事項＞

- 車両更新計画に基づき、計画的に消防車両を整備し、消防力の維持向上を図ります。
- 消防車両等の計画的な法定点検整備により、安定した消防力を確保します。

【成果指標】

⊕消防車両等の導入・更新 10台

＜導入・更新予定車両＞

車 両 種 別	台数	配 置 予 定 場 所
水槽付消防ポンプ自動車	3	中央、誉田、（仮称）あすみが丘
梯子付消防自動車	1	花見川
特殊災害対応車	1	花見川
高規格救急自動車	4	蘇我、作新台、殿台、（仮称）あすみが丘
海水利用型消防水利システム	1	畑
合 計	10	

- 法定点検整備
対象車両 220台



■非常用電源(イメージ)



■花見川署訓練施設(イメージ)

重点目標5 学校教育の充実による人材育成の推進

重点施策12 教育訓練内容の充実

＜重点取組事項＞

- 実火災を想定した実践的な訓練の実施により、消防職団員の災害対応能力を向上させます。
- 新規採用職員（初任科生）の資質を向上させます。

【成果指標】

- 模擬家屋等を活用した実践的訓練の実施課程
初任科基礎課程、警防課程、新人再教育課程、現場指揮課程、救助課程
- 効果測定結果「優」※取得率 初任科生 72%（過去5年間の平均以上）
- 迅速活動訓練の基準タイム達成率 初任科生 88%以上
（4人1組でホース4本（途中に分岐管）延長し放水まで1分以内）

※「優」：100点満点中80点以上

重点施策13 教育訓練の指導体制及び環境の充実

＜重点取組事項＞

- 消防学校職員を他教育機関等に派遣し、指導能力を向上させます。
- 災害現場活動、火災原因調査、立入検査等について学習する消防教育訓練システム（消防職員向けeラーニング）を充実させます。

【成果指標】

- 消防学校職員の派遣回数 10回
- ⊕消防教育訓練システムの学習教材数 28教材

重点目標6 大規模災害等に備えた消防活動体制の充実強化

重点施策14 消防・救助体制の充実強化

<重点取組事項>

- 指揮隊の災害現場における指揮体制の強化をはじめ、消防力の向上を図ります。
- 複雑多様化する災害に対応するため、訓練施設の整備及び救助技術の向上を図ります。
- 大規模災害等に備えた消防水利の整備及び消防資機材の充実強化を図ります。

【成果指標】

⊕指揮体制の強化及び消防力の向上

- ・警防計画に基づく図上訓練及び現地訓練等の実施
- ・指揮隊に係る研修の実施
- ・警防技術大会の実施
- ・消防技能管理基準総合判定 B 級以上 100%

⊕救助技術の向上

- ・花見川消防署訓練施設の整備（新設工事）
- ・救助隊員の基礎能力確認 総合等級1級 100%
- ・大規模長時間救助活動訓練の実施
- ・国際消防救助隊千葉県連携訓練への参加

⊕消防水利の整備

- ・消防水利整備方針に基づく防火水槽の整備（設置工事） 1基
- ・既設防火水槽の計画的修繕 9か所

○消防資機材等の充実強化

- ・エアータントの更新 1張
- ・防火衣等の個人装備品及び車両積載資機材の更新



■警防技術大会(個人訓練)



■警防技術大会(部隊訓練)

重点施策15 広域消防応援体制及び受援体制の充実強化並びに特殊災害対応能力の向上

＜重点取組事項＞

- 大規模災害時における広域消防応援体制及び受援体制の充実強化を図ります。
- 大規模災害（大規模火災及び水害等）に備えた特殊装備車両の充実強化を図ります。
- ONBC 災害等特殊災害対応能力の向上を図ります。

【成果指標】

- 大規模災害に備えた消防応援体制及び受援体制の充実強化
 - ・消防対策本部統制部訓練（2回）及び震災対応訓練の実施
 - ・緊急消防援助隊研修会の実施
 - ・緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練（千葉県）への参加
 - ・千葉県消防広域応援隊合同訓練への参加
- 大規模災害に備えた特殊装備車両の充実強化
 - ・海水利用型消防水利システムの導入に向けた効率的・効果的な運用の検討
- ONBC 災害等特殊災害対応能力の向上
 - ・NBC 災害対応研究会の実施
 - ・NBC 災害対応訓練の実施（図上訓練2回、実動訓練1回）
 - ・CBRNE*研修会の実施（3回）

※CBRNE：化学・生物・放射性物質・核及び爆発物の総称



■震災対応訓練



■海水利用型消防水利システム(イメージ)

重点目標7 市民の安全・安心を守る救急体制の充実強化

重点施策16 応急手当普及啓発活動の充実強化及び救急需要対策の推進

＜重点取組事項＞

- 応急手当普及啓発活動を推進します。
- 救急需要対策を推進します。

【成果指標】

○応急手当普及啓発活動の推進

- ・救命講習年間受講者数 20,000人
 ／普通・上級・短時間救命講習・応急手当WEB講習 17,600人
 ／初級救命講習 2,400人
- ・市民（応急手当インストラクター・ジュニアインストラクター）と協働した救命講習の開催 150回・延べ1,000人と協働
- ・関係機関（日本赤十字社・市医師会・行政各部署等）と連携した救命講習の開催

○救急需要対策の推進

- ・医療機関向けの「救急現状説明会」の開催
- ・市民活動団体との協働による救急車の不適切な頻回利用者対策の実施
- ・搬送困難事例の解消に向けた医療機関との連携推進
- ・あらゆる機会を通じ、救急車の適正利用に係る広報活動を実施



■応急手当ジュニアインストラクターによるこども救命講習



■普通救命講習会

重点施策17 救急業務高度化の推進

＜重点取組事項＞

- 救急救命士の養成及び資格取得を推進します。
- 救急救命士を含む救急隊員の教育を推進します。
- ICT（救急情報共有システム）を活用した救急業務を推進します。

【成果指標】

- 救急救命士の養成及び資格取得
 - ・新規救急救命士 4人
 - ・気管挿管認定救急救命士 8人
 - ・ビデオ硬性挿管用喉頭鏡認定救急救命士 8人
- 救急救命士を含む救急隊員の教育
 - ・救急ワークステーション及び研修協力医療機関での教育
 - ／救急救命士の再教育 132人
 - ／救急救命士以外の救急隊員の再教育 168人
 - ／救急救命士就業前病院研修 10人
- ⊕ICTを活用した救急業務
 - ・救急活動時間の短縮
 - ・次期救急情報共有システムの研究開発



■救急ワークステーションでの教育訓練



■救急情報共有システム(イメージ)

重点目標8 災害発生に備えた消防指令体制の充実強化

重点施策18 無線通信基盤等の再整備の推進

<重点取組事項>

- 指令機器更新計画書に沿って、各種事業を推進します。
- 災害直後の迅速な意思決定体制維持のため、情報収集能力の充実を図り、災害現場での通信環境を確保するため無線機器の更新を行います。
- 聴覚・言語機能障害者が円滑な緊急通報を行えるよう、Net119 導入を図ります。

【成果指標】

- Ⓣ老朽化した指令管制システム機器の部分更新を実施
(平成30年度～31年度(2019年度)、2か年継続事業)
- 無線通信機器の更新
 - ・署活系無線機の更新 42機
- Net119 緊急通報システムの導入

重点施策19 指令管制員の教育体制の充実

<重点取組事項>

- 指令管制員の教育体制を充実し、知識、技術のスキルアップを図ります。
- 各種訓練を実施し、指令管制業務の均質化を図ります。
- 各種無線技士の養成を推進します。

【成果指標】

- 指導管制員※(各班1名)を指名し、指令技術の向上及び伝承を図る
- 各種教育訓練の実施
 - ・大規模災害対応訓練 4回
 - ・無線運用訓練 4回
 - ・システム停止訓練 4回
 - ・口頭指導訓練 4回
- 119番受付から出動指令までの時間 2分以内を維持継続
- 無線技士の養成(6人)
 - ・第一級陸上特殊無線技士 1人
 - ・第二級海上特殊無線技士 1人
 - ・航空特殊無線技士 4人

※指導管制員：指令管制員として指令管制業務経験2年以上を有し、推薦された者。
知識、技術の伝承を図るため指令管制員への指導、教育等を行う。



■ちは消防共同指令センター

重点目標9 機動力を活用した航空消防体制の充実強化

重点施策20 安全運航体制の充実強化

＜重点取組事項＞

- 安全運航体制を充実させるため、各種訓練を実施し、不安全要素に対する洞察力を向上させます。
- 各種講習会等へ積極的に参加し、安全運航に関する知識の向上に努めます。

【成果指標】

- 各種訓練の実施
 - ・操縦訓練 30回
 - ・隊員訓練 20回
 - ・防災訓練 20回
- 各種講習会への参加
 - ・計器飛行訓練 4人
 - ・整備関係講習会 2人
- 無事故飛行の延伸
※平成31年3月31日現在 8,106時間

重点施策21 救助隊、水上隊、消防隊及び救急隊との連携訓練による航空消防活動の強化

＜重点取組事項＞

- 連携航空救助員の養成を行い、航空救助活動の充実強化を図ります。
- 救助隊及び水上隊との連携救助訓練、消防隊及び救急隊とのドクターピックアップ救急活動連携訓練を実施し、災害対応能力の向上を図ります。

【成果指標】

- 連携航空救助員の養成訓練 6人
- 救助隊及び救急隊等との連携訓練 20回

重点施策22 県内消防機関との連携強化

＜重点取組事項＞

- 県内消防機関との実災害を想定した連携訓練を実施し、広域的な活動を推進します。

【成果指標】

- Ⓧ県内消防機関を対象とした連携訓練の実施 5消防機関



■消防ヘリと水上隊の連携訓練

重点目標10 市民の安全・安心な暮らしを守る火災予防行政の推進

重点施策23 住宅防火対策の推進

＜重点取組事項＞

- 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の設置及び交換等の適切な維持管理の推進を図ります。
- 幼少年から高齢者まで各世代で必要とされる防火知識の普及啓発を図ります。
- 感震ブレーカー等の普及促進を図ります。
- 感震ブレーカー配布及び設置補助のモデル事業を行います。

【成果指標】

- ④住宅用火災警報器の設置世帯数（自動火災報知設備等を設置する世帯を含む。）／市内対象世帯数＝90%（平成30年 89.2%）
 - ・各種イベント、市政出前講座等において、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の推進を図る。
 - ・住宅防火講話（住宅用火災警報器維持管理を含む） 370回
- 住宅用火災警報器の交換状況の把握
 - ・各種イベントや市政出前講座等においてアンケートを実施し、交換状況を把握
- 幼少年向け防火教育 219回
 - ・未就学児 86施設（市内保育所・幼稚園等 258施設／3年）
 - ・小学生 113校（市内小学校 113校：全小学4年生対象）
 - ・中学生 20校（市内中学校 60校／3年）
- 高齢者を対象とした住宅防火指導を実施
- 感震ブレーカー等の普及促進
 - ・市政出前講座等のあらゆる機会を通じ、デモ機、リーフレット等を活用した普及啓発の実施
- 感震ブレーカー配布及び設置補助のモデル事業
 - ・配布事業 重点密集市街地（1地区）700世帯
 - ・補助事業 要改善市街地（11地区）400世帯



■感震ブレーカー



■ 幼少年向け防火教育

重点施策24 火災調査体制の充実強化

<重点取組事項>

- 火災調査に係る集合研修及び火災現場等における実地研修により、火災調査に対する経験値を上げ、より高度な調査技術を習得させ、調査員の知識、技術の向上を図ります。
- 火災調査から得られた調査結果を有効活用し、類似火災防止と不明火災の低減化を図ります。

【成果指標】

- 火災調査に係る各種研修の開催
 - ・火災調査に係る集合研修（6科目×50人＝300人）
 - ・火災現場等における実地研修（12回×5人＝60人）
- ⊕不明火災の低減化 不明率2%以下（火災原因不明／火災件数）
 - ※政令指定都市平均 6.5%（平成30年中）
- 類似火災防止のための火災調査結果の有効活用
 - （火元者・事業所・製品製造メーカーへの積極的な指導・助言）



■火災調査課程



■火災調査に係る集合研修

重点目標 1 1 査察業務の推進による火災予防対策の的確な対応

重点施策 2 5 消防法令違反の早期是正の推進及び自主防災体制の確立

<重点取組事項>

- 自動火災報知設備未設置等の重大な消防法令違反対象物及び防火管理者未選任等の消防法令違反対象物に対する違反是正を推進します。
- 法令改正により、新たに消防用設備等の設置が義務付けられた社会福祉施設等に対して立入検査等による指導を徹底します。
- 千葉市中央地区商店街協議会（以下「中商協」という。）と協働し、地域における防災力の向上と建物の防火安全性の向上を図るため、中商協会員等による防火パトロールを実施し、建物等周辺における放火危険因子等を早期に発見するとともに、火災予防の普及啓発を行います。

【成果指標】

- ⊕重大な消防法令違反^{※1}対象物に対する違反是正達成率 100%
（重大な消防法令違反是正対象物数／重大な消防法令違反対象物数）
- ⊕違反対象物に対する是正等の成果達成率^{※2} 100%
（是正等の成果達成数／査察実施計画数）
- ⊕規制対象となる社会福祉施設等に対する立入検査等による指導実施率 100%
（立入検査実施数＋消防訓練立会い＋法令改正に関するお知らせ文の郵送等による指導数／対象施設数）
- 中央地区^{※3}内建物における消防法令違反（防火管理者未選任、消防用設備等の点検未実施・未報告等）の未然防止及び違反率の改善、火災危険因子等の早期発見

※1 重大な消防法令違反：屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備又は避難器具（特定一階段等防火対象物に限る）を設置し、及び維持しなければならないものうち、当該消防用設備等が設置されていないと認められたもの又は設置している場合においてその主たる機能が喪失していると認められたもの。

※2 是正等の成果達成率：消防法令等違反対象物に対して、是正、部分是正等の成果を達成したものの。

※3 中央地区：中商協が所存する地区（中央1～4丁目、富士見1・2丁目、栄町、市場町、本千葉町）

重点施策 2 6 高度で専門的知識を有する予防要員の育成

<重点取組事項>

- 高度かつ専門的知識を必要とする査察業務の質の向上を目指すため、所管課教育を充実させるとともに、高度な専門知識、予防技術資格者等の技術を有する人材を計画的に育成します。

【成果指標】

- 所管課教育の充実（年間4研修以上の実施）
- ⊕予防技術資格者の育成

重点施策27 危険物製造所及び特定事業所並びに火薬類施設及び高圧ガス施設の保安確保

＜重点取組事項＞

- 危険物製造所等の基準適合状況、維持管理状況及び危険物の貯蔵又は取扱いに係る保安を確保します。
- 特定事業所の自衛防災組織体制の充実強化及び対応能力の質的向上に関する指導を引き続き推進します。
- 火薬類施設※の基準適合状況、維持管理状況及び火薬類の貯蔵又は取扱いに係る保安を確保します。
※販売所、火薬庫、庫外貯蔵所
- 高圧ガス施設※の基準適合状況、維持管理状況及び高圧ガスの貯蔵又は取扱いに係る保安を確保します。
※製造施設、貯蔵所、販売所、特定消費施設又は容器検査所

【成果指標】

- 危険物製造所（特定事業所含む）に対する立入検査実施率 100%
（立入検査実施数／立入検査計画数）
- 特定事業所及び共同防災組織に対する防災体制（対策）に係る千葉県石油コンビナート等防災本部との合同立入調査実施率 100%
（立入調査実施数／立入調査計画数）
- 火薬類施設に対する立入検査実施率 100%
（立入検査実施数／立入検査計画数）
- 高圧ガス施設に対する立入検査実施率 100%
（立入検査実施数／立入検査計画数）



■防火対象物の立入検査



■繁華街での夜間立入検査

重点目標12 保安確保のための指導行政体制の整備

重点施策28 指導行政に必要な審査指針等の整備

＜重点取組事項＞

- 危険物許認可等の事務処理を統一かつ適正に行うため、消防法令の改正等を踏まえ危険物規制審査指針等の改正を行います。
- 消防同意等の事務処理を統一かつ適正に行うため、消防法令等の改正を踏まえ消防用設備等技術基準等の改正を行います。
- 火薬類取締法及び高圧ガス保安法に係る事務処理を統一かつ適正に行うため、関係法令の改正を踏まえ各種審査指針等の改正を行います。

【成果指標】

- 危険物規制審査指針等の改正（平成31年度（2019年度）修正版）
- 消防用設備等技術基準等の改正（平成31年度（2019年度）修正版）
- 火薬類規制審査指針等の改正（平成31年度（2019年度）修正版）
- 高圧ガス規制審査指針等の改正（平成31年度（2019年度）修正版）



■危険物許認可事務に係る検査



■煙火消費の例